

町の広報文書などで「協働ボランティア」と云う語が使われていますが、協働とは組織の定義でありますので町が個人であるボランティアを募集する場合「協働」の語は省き単にボランティア（志願者）とすべきべきだと思います。

要するに協働とは組織と組織のパートナーシップによるコラボレーションであります。

ちなみに下記に佐倉市のホームページにおける「協働」の定義を引用させていただきました。

細かいことと思われるかと思いますが協働によるまちづくりの基本となる重要な考え方でありますのであえて指摘させていただきます。

1 市民協働とは

佐倉市が考える「市民協働」とは、市民、自治会、町内会、ボランティア団体、NPO、事業者、企業、市などのさまざまな主体が、公共の利益に資する同一の目的をもって取り組むまちづくり活動に対し、対等の立場で連携の上、協力し、及び協調して取り組むことをいいます。

例えば、「印旛沼周辺をきれいにしたい」という課題解決に向けて、ボランティア団体と市民がゴミを拾ったり、雑草の除去を行ったりするなどの活動などが考えられます。また、市とNPOが一緒になって印旛沼環境の保全のためのフォーラムの開催なども考えられます。

「市民協働」は、公共の利益に資する目的をもって取り組むという前提はあるものの、そこに係る主体の立場や考え方もさまざまであるため、取り組む方法も違ってきます。

2 協働のカタチ

「協働」とは、お互いをパートナーとして手を取りあうこと。

さまざまな立場の人々が、お互いを尊重し協力して、豊かで住みよい地域社会をつくる——そんな取り組みが、全国で始まっています。

中でも最近は特に、行政に比べて小回りが利き、機動性に勝る自治会・町内会、ボランティア団体、NPO等が、行政と協力し合って地域の課題に取り組む手法が注目されています。

(1) 協働のいろいろなカタチ

「協働」とひとことでいっても、そのスタイルにはいろいろあります。

「共催」・「実行委員会・協議会」・「委託」・「補助」・「後援」・「情報提供・情報交換」など…

カタチはいろいろでも、お互いの得意分野を活かして、目的のために一緒に取り組むのは同じです。どのような役割分担をするかによって、取り組み方はさまざま

です。

(2) 協働のいろいろな担い手

市民、市民公益活動団体、民間企業や観光協会・商店街などの民間組織、自治会などの地域組織、周辺市町村、国・県、市役所 など…

「公共の利益に資するまちづくり活動」という目的をひとつに、ともに働く関係であれば、組み合わせも何通りも考えられます。複数の市民公益活動団体と民間企業、自治会と市民公益活動団体と市、市民公益活動団体と商店街など。

回 答

ご提言のとおり、「協働」につきましては、「複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。」と定義されております。

町の広報等で使用している「協働ボランティア」の定義につきましては、酒々井町人材情報登録制度実施要綱において「自発的な意思により営利を目的としない社会貢献を行う者をいう。」と規定しており、一般的に使用されている「協働」とは意味合いが違っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

また、今後も住民活動の推進にご協力くださるよう、よろしくお願いいたします。

《担当：住民協働課》